

都留民子著
『フランスの貧困と社会保護』

(法律文化社 2000年)

岡 伸一

はじめに

2年間に、フランス社会保障に関する研究が続けて3冊出版された。林信明氏『フランス社会事業史研究』、伊奈川秀和氏『フランスに学ぶ社会保障改革』、都留民子氏『フランスの貧困と社会保護』である。フランス社会保障の研究はこれまでイギリスやドイツ等の研究に比べ蓄積が少なかつただけに、歓迎の意を表したい。三つの著作は関心事、テーマ、方法論もそれぞれ異なり、フランス研究にそれぞれ大きく貢献していると言えるだろう。

ここではフランスの貧困研究の経緯と貧困対策に関して著された都留民子氏の著作に関して私なりの評を記したい。非常に興味深い研究課題でもあり、細部にわたって個人的には多くの疑問や理解できない箇所、異なる見解の箇所もあるが、公刊物の場でもあり、より広い視点に立って一般的な評としたい。

1. 本書の貢献

本書はフランスにおける貧困の実態とその対策として現れた参入最低限所得制度(RMI)を取り扱っている。これまでのフランス社会保障の研究が社会保険を中心に展開されてきたと思われるため、このテーマに関してまとまった研究を展開された本書の貢献は大きいと言えよう。RMIについては、国際的に見ても非常にユニークな制度であり、その実際の運用には多くの研究者からも関心が寄せられていたが、その紹介は決して多くはなかつ

た。戦後のフランス社会における貧困問題の深刻化の実態が明らかにされ、その対応として社会保障が最終的にどのような対応策を講じてきたか、日本では初めての本格的な紹介となる。

社会保障研究の多くが制度論の域に落ち着いて、社会そのものの分析や社会保障制度の社会的意義や機能についてはあまり展開されてこなかった傾向があった。本書は、フランス社会の貧困自体の検討を前提として、制度導入の経緯を社会的背景に沿って論じており、非常に野心的な試みとも言えよう。

2. 本書の構成

本書は二部構成であり、第I部は「フランスの貧困」、第II部が「貧困に抗する社会保護」と題している。第I部は第二次世界大戦後のフランスの貧困の経緯を「栄光の30年(戦後30年間)」「貧困の発見(1974～1980年)」「新しい貧困(1980年代)」「排除(1990年代以降)」の4つの時期に分けて4つの章立てで論じている。これに対して第II部は「RMI以前の社会保護制度」を第1章で、RMI制度を第2章で紹介している。

「参入最低限所得(RMI)への途とその経験」というサブタイトルからしても、本書の中心がRMI制度にあることは容易に理解できる。だが、第I部が4章構成で56頁から成り立っているのに対して、第II部が2章で151頁であり、一冊の書物としてはアンバランスであるような感じがする。しかも、第I

部と第II部はそれぞれ歴史的経緯に従って展開されているため、重複する部分がかかなりある。第I部が貧困の実態に、第II部が保護制度の状況に焦点を当てているのだが、それならば、貧困問題の分析をもっと充実させてもらいたい。

序章は「問題意識」と題しているが、本論の要約のような部分もあり、いまひとつ本書の課題が不鮮明に思える。「わが国の公的扶助の現状を変えるべく、そして失業者への社会施策の方向性を模索するために、一つの参考事例を得ること」が本研究の「直接の動機」と記している。評者のように、フランスを皮切りに国際比較研究に転進していった者にしてみれば、なぜフランスか、という問いが自然に出てくる。日本に比べれば、欧州のどこの国の制度でも先進となる場合が多い。では、イギリスやドイツや他の先進諸国と比べてフランスはどのような特徴を持つのか。最低生活保障は他の欧州諸国でもかなり進んでいるはずである。

日本の国際的な研究が、良きにせよ悪きにせよ国別の分業体制に陥っている。多くの研究者が特定国のみを縄張りにして、他を省みない。そして、その国は優れており、日本は遅れているので見習え、という論調である。私がいつも思うのは、どの国も良いところも悪いところもあり、その国の価値観によって均衡するところに落ち着いている。また、特定の制度は多くの他の制度と相互に関連しあっている。その制度だけ良し悪しを云々しても、正しい総合的な評価は下せない。

終章では、「フランスの貧困および排除との闘いから学ぶもの」と題しているが、わずか4～5ページのこの部分には期待された結論のようなものが不鮮明であり、結局何が言いたいのかわからない。やはり、日本の最低生活保障の実態を憂い、フランスを賛美するということなのか。

3. フランスの貧困

第I部は「フランスの貧困」と題して、内容的には

貧困問題の歴史を時系列に論じている。全体的には、非常によくまとめられていると思う。だが、ここでの紹介は文献サーベイの形で展開されている。最大の疑問は都留氏の位置である。その文献も経済学者あり、社会学者あり、行政官ありで、方法も見方も別々である。しかも、引用した文献の要約を並べているが、それぞれに関する都留氏の評価がなかったり、はつきりしなかったりである。それぞれを高く評価して引用しているようであるが、趣旨の異なる貧困研究を並べても焦点がぼけている。

第1章では終戦後30年間を「栄光の30年」とし、「貧困とは特殊な人々の、残余的な状況」とみなされてきたと述べている。第2章は1974年を「貧困の発見」というルノワール氏(行政官)の著作を敷衍している。第3章では、1980年代を「新しい貧困」と称し、社会学者ブランカール氏の研究、さらに、政府側からのオーエックス氏の報告書を紹介している。最後に1990年代以降を「排除」の時代として、社会学者ポーガム氏やカステル氏の立論に触れている。

ここで紹介された貧困研究の論者たちは、共通する認識や研究手法に従っているわけでもないし、その違いは社会のとらえ方に起因することもある。そうならば、著者はある特定の尺度から引用文献を自分なりに評価する必要がある。多くの論者の研究成果を借りて組み立てただけでは面白くない。

4. 貧困に抗する社会保護

第II部はいよいよ参入最低所得制度について論じている。まず、最初の疑問は、その基本的な構造にある。第1章が「RMI以前の社会保護制度と現代的貧困」と題しているのに対して、第2章は「参入最低限所得制度」となっている。RMIも一つの社会保護制度にすぎなく、この制度以外にも貧困問題に貢献する社会保護制度がたくさんある。RMI以後のRMIとその他の社会保護制度の相互関係については、もう少し詳しく論じられるべきではないだろうか。

これでは、あまりにRMIを強調しすぎており、RMIの導入によってその他のすべての貧困対策が一本化されてしまったかのように思われる。私もRMIは非常に重要な制度として認識しているが、とりわけ以前の各制度とどのように有機的に組織化されたかに関心を抱く。第1章で紹介された関係各制度の機能が、RMIにどのように継承されていったか、あるいは、されなかったかが問題となる。

第1章では、フランス社会保障制度の基本的な構造が紹介されている。その際、給付制度別に成立の経緯に言及している。他の著者においてもこのような展開は時々見られる。だが、社会保護制度は現在では多様化しており、しかも、相互に補完し、関連する場合も多く、制度を超えた関係を時系列にフォローした方が不必要な重複が避けられ好ましいように思われる。

さて、本書の核心をなすRMI制度についてであるが、比較的詳細な制度の解説が加えられているが、ここでも著者がこの制度をどのように評価しているのかははっきりしない。わざわざ補論を設けて「最低限所得あるいは所得保障のあり方についての議論」を論じているが、ここでもほとんどがフランスでの議論に終始し、著者なりの評価が展開されていないのは残念である。

日本と比べれば、RMI以前も以後も高く評価できるものであろう。でも、本書がRMIの導入の経緯に焦点を当てているのであるから、制度の変更そのものだけでなく、その意義や評価について論じなければ自分の著書とはならないのではないか。

5. 総評

細かな点まで含めると、本書に関する疑問は多いが、紙面に限りがあるので割愛せざるを得ない。全体を通して特に強調したいことのみを記したい。第1に、著者の立場が弱い点である。外国研究であれば、ある程度文献サーベイのようにならざるを得ないことはやむをえないことであるが、それで

も著者の位置を明確にして、引用した文献に関しても著者の評価が示されるべきであろう。本書全体を通じて、引用した文献に対する著者の異論はかなり少なく、ほとんど全面的に支持しているような感がある。

第2に、ここでいう「貧困との闘い」とは、誰の闘いなのであろうか。その主体がいまひとつ不鮮明である。フランス社会全体の闘いであるのか。あるいは、引用が多かった行政の政策実行者の闘いなのか。あるいは、著者が意図的に触れていないと言っている労働組合やその他の社会運動の闘いなのか、二者構成を基本とするフランスであるから労使の闘いなのか。フランス社会を動かしている主体がもっと論じられるべきではなからうか。

第3の疑問は第I部と第II部との関係についてである。第I部の貧困の経緯は、戦後30年間、1974年～80年まで、1980年代、1990年代の4つの時期に区分している。各時期ごとに貧困問題の内容が変化してきたと言われる。ならば、第II部の貧困者への保護政策は各時期ごとにどのような影響を受け具体化されていったのか。第II部では、各制度ごとに歴史を概観しており、戦前からの記述もあり、第I部の4つの時期区分は意識されていないように思われる。

第4の疑問は、フランスの経験から何を学ぶかという点である。都留氏はことあるごとにフランス賛美のようであるが、私などは決してフランスの政策が良いものばかりと思っていない。一例をあげるならば、他国に先駆けて展開していった早期年金制度について、都留氏は「どれほど安心で、羨ましい制度であるか」と述べ、日本での導入を示唆している。「年金年齢」＝「退職年齢」であるフランスと「定年制」が企業慣行として年金より早く強制される日本との相違は大きい。この制度は高齢者を「失業者」から「高齢者」に封じ込めてしまう制度であり、統計上の「失業率」を引き下げるので政治家が好んだといわれる。勤労意欲の高い日

本においては労働権の侵害と意識されるかもしれない。フランスでは本来の失業給付の支給額が年金額より高いため、早期年金は支給水準の低下を意味した。多くの国々が年金年齢を引き上げている最中に、フランスでは65歳から60歳への引き下げと早期年金を進展させた。また、最近の社会保障拠出の一部免除や減額等を利用しての企業の雇用創出援助等々、私はフランスから学んでもらいたくないことも多い。

おわりに

最後に、気になった点をいくつか指摘したい。本書は必要以上に難しく書かれているような気がする。恐らく文献の要約のような部分が多いせいもあると思われるが、日本語として不自然なところも見られた。特定文献に沿って解説している箇所もあるが、その際も具体的にどこからどこまでが引用であり、どこからが都留氏の文章なのか明らかにしてもらいたい。そうでないと、本文への疑問が引用された文献への疑問なのか、都留氏への疑問なのかわからなくなる。もちろん、引用を明記している部分もあるが、恐らく実際にはこれよりかなり多いはずである。

用語の表記についても、若干の疑問がある。日本語を付して括弧内で仏語を明示するまでは良いが、再掲の場合は日本語でなく、フランス語のフルネームでもなくいきなり略語となってしまう箇所が多く、たくさん略号が登場してくると、私でも「これは何だったか」ということになってしまう。公刊することの意味は同業の専門家だけでなく広く一般の人への情報の提供であり、読みやすさを考慮すべきであろう。再掲後は日本語で表記されてはいいかがか。また、日本語訳についても、これまでの同学者のものと異なるものも少なくないし、専門用語以外にも適切でない訳も散見された。意図的な主張があれば別であろうが、議論の余地のないような場合には先行文献の成果をフォローすることが、読者にとっては不要な混乱を避けるために好ましいと考える。

書評に関しては、最近「馴れ合い的すぎる」とか「賞賛ばかりで甘すぎる」というコメントが寄せられている。だからと言うわけではないが、ここでは意図的に辛めの書評とした。思ったことを遠慮なく述べるのが、大変な労作を完成させた著者への本当の礼儀と心得るからである。厳しい批評は私を含め、多くの研究者にも当てはまることである。

(おか・しんいち 東洋英和女学院大学教授)